

令和7年度「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)」  
整備事業者募集要領(第二次募集)

令和6年8月1日  
長野市高齢者活躍支援課

1 募集の趣旨

「第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画」における高齢者福祉施設等の整備目標を達成するため、「長野市介護保険関連サービス基盤整備方針」第3の規定により「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)」を整備する事業者を募集するものです。

2 募集概要

(1) 整備年度

令和7年度

(本件募集にあつては、着手竣工年度を令和7年度とすることを条件とする。)

(2) 施設の種類

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
(小規模特別養護老人ホーム)

(3) 施設数・定員

ア 施設数 1施設

イ 定員 29人以下(1ユニット10人以下)

(4) 募集地区・補助対象地区

ア 募集地区 基盤整備ブロック⑥内の地区 1施設まで

イ 補助対象地区 基盤整備ブロック⑥内の地区

| 基盤整備<br>ブロック | 地区   | 募集 | 補助金 |    |
|--------------|------|----|-----|----|
|              |      |    | 整備  | 準備 |
| ①            | 第一   |    |     |    |
|              | 第二   |    |     |    |
|              | 浅川   |    |     |    |
|              | 茅井   |    |     |    |
| ②            | 戸隠   |    |     |    |
|              | 鬼無里  |    |     |    |
|              | 三輪   |    |     |    |
|              | 吉田   |    |     |    |
| ③            | 若槻   |    |     |    |
|              | 古里   |    |     |    |
|              | 柳原   |    |     |    |
|              | 長沼   |    |     |    |
| ④            | 豊野   |    |     |    |
|              | 安茂里  |    |     |    |
|              | 小田切  |    |     |    |
|              | 七会   |    |     |    |
|              | 信州新町 |    |     |    |
|              | 中条   |    |     |    |

| 基盤整備<br>ブロック | 地区  | 募集 | 補助金 |    |
|--------------|-----|----|-----|----|
|              |     |    | 整備  | 準備 |
| ⑤            | 第三  |    |     |    |
|              | 第四  |    |     |    |
|              | 第五  |    |     |    |
|              | 茅田  |    |     |    |
| ⑥            | 古牧  | ○  | ○   | ○  |
|              | 大豆島 |    |     |    |
| ⑦            | 朝陽  |    |     |    |
|              | 川中島 |    |     |    |
| ⑧            | 更北  |    |     |    |
|              | 篠ノ井 |    |     |    |
| ⑨            | 信更  |    |     |    |
|              | 大岡  |    |     |    |
|              | 松代  |    |     |    |
|              | 若穂  |    |     |    |

3 応募要件

社会福祉法人(設立予定であるものを含みます。)もしくは厚生農業協同組合連合会。  
なお、応募日現在法人格を有しない場合は、次の手続きが必要です。

(1) 事前に法人の設立発起人会を開催し、代表者を確定した上で、その代表者が応募する必要があります。

- (2) 事前に社会福祉法人の認可に向けたスケジュール等を所轄庁と相談してください。
- (3) 「長野市介護保険サービス基盤整備方針（令和6年4月24日）」第4に定める「選考及び決定」がなされた場合、直ちに法人の設立手続きを進めてください。

#### 4 整備予定地の要件

##### (1) 予定地の要件

- ア 自己所有又は賃借できることが確実であること。  
賃借の場合は、地上権又は借地権の登記が可能であること。（補助金を申請する場合は、補助対象となる建物及び購入備品等の耐用年数以上の借地期間とする。）  
※あらかじめ購入等により予定地を確保する必要はありませんが、確認書や覚書その他予定地の確保を確認できる文書等が必要です。
- イ 予定地に第三者の抵当権その他施設を存続する上で支障となり得るような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であること。

##### (2) 立地条件

- ア 市街化区域のある地区については、原則として市街化区域内に限ります。
- イ 農業振興地域内農用地区域への計画は、応募対象外とします。
- ウ 市街化調整区域及び都市計画区域外の農地（農用地区域以外）については、農地法第5条に基づき転用の許可が必要です。
- エ 市街化調整区域内への計画は、都市計画法第34条第1号に基づく開発許可が必要となります。
- オ 浸水想定区域については、安全上及び避難上の有効な対策を示せることを応募の条件とします。
- カ 防災上の観点から、次に掲げる指定区域等における計画については、応募の対象外とします。

| 指定区域等                  | 根 拠                                                                                                             |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地すべり防止区域               | 地すべり等防止法（昭和33年法第30号）                                                                                            |
| 地すべり危険か所               | 地すべり危険か所の再点検について<br>（昭和60年5月9日建設省傾斜地保全係長通知）                                                                     |
| 急傾斜地崩壊危険区域             | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する特別措置法<br>（昭和44年法第57号）                                                                        |
| 山腹崩壊危険地区<br>崩壊土砂流出危険地区 | 山地災害危険地域調査について<br>（昭和53年7月17日林野庁長官通知）                                                                           |
| 土石流危険渓流及び<br>危険区域      | 総合的な土石流対策の推進についての一部改正について<br>（平成10年7月10日付け建設省河砂発第35号）<br>総合的な土石流対策の推進についての一部改正について<br>（平成10年7月10日付け建設省河砂部発第10号） |
| なだれ危険か所                | 地域防災計画等                                                                                                         |
| 災害危険区域                 | 建築基準法（昭和25年法第201号）                                                                                              |
| 土砂災害特別警戒区域<br>土砂災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律<br>（平成12年法第57号）                                                                  |

※整備予定地にかかる規制の有無については、事前に関係課へ確認してください。

なお、以前に応募した整備予定地と同一の場所であっても、改めて関係課へ確認し

てください。

## 5 留意事項等

- (1) 応募に必要な計画書（以下「計画書」という。）の作成に際しては、本要領及び「長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第59号）」、その他関係法令等を遵守してください。

### (2) 計画書の主な内容

- ア 関係機関との連携・支援体制等の状況
- イ 介護方針等の運営方針
- ウ 利用対象者（利用ニーズ等含む）
- エ 利用料金
- オ 地域住民との調整状況
- カ 居室面積等の状況
- キ 立地の状況

### (3) 近隣住民への説明

- ア 事前に地域住民へ施設の概要等について説明するとともに、理解を得るよう努めてください。
- イ 計画書の提出期限までに整備予定地の近隣住民の理解が得られている旨の確認ができない場合は、応募を受け付けない場合があります。
- ウ 説明内容及び説明資料には、「長野市に応募し、事業として選考されることが開設条件であるため、事業化されない場合がある」旨を必ず含めてください。
- エ 決定後に地元住民等から整備に対しての反対意見等が出された場合、決定を取り消すことがあります。

- (4) 整備事業者の選考は、「長野市介護保険関連サービス基盤整備選考会」において行い、市長が決定します。

### (5) 決定後の計画の変更は、原則として認められません。

- (6) 指定にあたっては、「長野市地域密着型サービス等運営委員会」において協議を行います。

- (7) 複数の施設を同一の建物に合築する場合は、全体計画を明確にすると共に、資金計画については、各施設の事業費及び全体事業費を明示してください。

複数の募集施設を合築する場合の選考は一括で行います。

- (8) 浸水想定区域に立地を進める場合、安全上及び避難上の対策を指定や補助の条件とします

## 6 補助金

- (1) 「長野市介護保険関連サービス基盤整備補助金交付基準」に適合する場合、予算の範囲内で「長野市介護保険関連サービス基盤整備補助金」を交付します。

- (2) 「長野市介護保険関連サービス基盤整備補助金（地域密着型サービス等整備助成事業）」の概要

- ア 対象法人 社会福祉法人及び厚生農業協同組合連合会
- イ 補助率 定額
- ウ 補助限度額 基準単価 448万円／1床
- エ 対象経費 施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（用地取得費、

設備整備経費を除く)

(3)「長野市介護保険関連サービス基盤整備補助金（施設開設準備経費支援事業）」の概要

- ア 補助率 定額
- イ 補助限度額 基準単価 91.4万円／定員数
- ウ 対象経費 施設の円滑な開設に必要な準備経費（需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料等）  
ただし、開設前6か月間にかかる経費に限ります。

(4) 注意事項

- ・「事業計画書（様式1）」中、「7 経費等」の補助金額の記入に当たっては、あらかじめ高齢者活躍支援課へ確認してください。
- ・「長野市介護保険関連サービス基盤整備補助金」については、補助を保証するものではありません。また、補助率、補助限度額等は、変更になる場合があります。

7 スケジュール

| 時 期           | 内 容                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------|
| 令和6年9月13日午後4時 | 介護保険関連サービス基盤整備希望者登録票提出                                     |
| 10月11日午後4時    | 計画書提出（2部（正本1部、副本1部））                                       |
|               | 計画書内容確認、修正期間                                               |
| 11月11日午後4時    | 計画書確定                                                      |
| 12月下旬頃        | 長野市介護保険関連サービス基盤整備選考会<br>整備事業者決定                            |
|               | 指定地域密着型サービス事業所指定申請書提出<br>長野市地域密着型サービス等運営委員会<br>事業者指定及び事業開始 |

(1) 質問及び回答

整備に関して質問がある場合は、内容を簡潔にまとめ、FAX又はE-mailにて提出してください。

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課 介護施設担当  
FAX：026-224-5126 E-mail：[kourei@city.nagano.lg.jp](mailto:kourei@city.nagano.lg.jp)

(2) 介護保険関連サービス基盤整備希望者登録票

整備を希望する事業者は、整備予定地を確定した上で、以下の提出期限までに、電話予約の上、介護保険関連サービス基盤整備希望者登録票を高齢者活躍支援課窓口（第二庁舎1階）に持参し、提出してください（郵送、FAX、E-mail等による提出は不可です。）。

提出期限：令和6年9月13日（金）午後4時

長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市役所保健福祉部高齢者活躍支援課 介護施設担当（第二庁舎1階）  
電話：026-224-5094

(3) 計画書

- ア 介護保険関連サービス基盤整備希望者登録票の提出があった事業者のみ計画書を受付します。
- イ 計画書は、市が指定する様式を使用してください。
- ウ 計画書の様式は、市ホームページにて提供します。

- エ 計画書の具体的な記載方法については、選考を行うことから回答できません。
- オ 計画書は、添付資料ごとに見出し等を付けてください。なお、見出し等は、添付資料番号としてください。
- カ 計画書は、フラットファイル等を用いて、A4版左穴あけ綴りとし、表紙及び背表紙にサービス名及び事業者名を記載してください。
- キ 計画書に不備があった場合及び指定基準を満たしていない場合は、受理しないことがあります。
- ク 計画書を以下の提出期限までに、電話予約の上、計画書2部（正本1部、副本1部）を高齢者活躍支援課窓口（第二庁舎1階）に持参し、提出してください（郵送、FAX、E-mail等による提出は不可です。）。

提出期限：令和6年10月11日（金）午後4時

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所保健福祉部高齢者活躍支援課 介護施設担当（第二庁舎1階）

電話：026-224-5094

- ケ クの後、高齢者活躍支援課の各サービス担当者から記載内容等の確認がありますので、必要に応じた対応をしていただき、必ず電話予約の上、以下の提出期間内に計画書16部（副本）を高齢者活躍支援課に提出してください。なお、計画書（副本）の提出がなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

提出期間：令和6年11月6日（水）から同年11月11日（月）午後4時まで

- コ 計画書等の資料の追加、訂正又は差替等を随時依頼することがあります。
- (4) 長野市介護保険関連サービス基盤整備選考会  
計画書等を基に審査を行います。なお、日程については、別途通知します。
- (5) 整備事業者の決定  
長野市介護保険関連サービス基盤整備選考会の結果を踏まえ、市長が決定します。  
なお、決定した事業者については、長野市ホームページに「事業者名」、「地区名」及び「定員」を公表します。

## 8 その他

- (1) 応募に関して必要な経費は、応募者の負担となります。
- (2) 計画書等の応募書類は、返却しません。
- (3) 審査にあたっては、日常生活圏域における整備状況等を踏まえ、次に掲げる項目について採点上評価します。
- ア 整備予定地の状況
- イ 経営主体
- ウ 外部との連携
- エ 介護方針
- オ 運営方針
- カ 地域住民との調整
- キ 職員の状況
- ク 建物の構造
- (4) 計画書等に虚偽の記載をした場合、又は不正行為の事実が確認された場合等は、応募を無効とします。
- (5) 介護保険関連サービス基盤整備希望者登録票又は計画書の提出後、やむを得ない事由等により、応募を辞退する場合は、必ず辞退届（任意様式）を提出してください。
- (6) 施設の開設にあたっては、老人福祉法及び介護保険法に基づく、施設の設置認可・

届出、介護保険の指定等の手続きが別途必要になります。

- (7) 審査結果の公開の範囲は、次の長野市介護保険関連サービス基盤整備事業審査要領に定めるとおりとします。

※参考 長野市介護保険関連サービス基盤整備事業審査要領（抄）

第6 審査結果の公開の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業計画書 非公開。ただし、整備事業者に係る「法人の名称」、「事業所の名称」、「整備地区」及び「定員」については、公開するものとする。
- (2) 事務局評価及び選考会評価に関するもの
  - ア 審査項目 公開。ただし、採点の目安及び配点（別表1及び別表2を含む）は非公開とする。
  - イ 選考会委員氏名及び各委員の採点結果 非公開
  - ウ 事務局評価の合計得点、選考会評価の合計得点及び総合得点 公開